

見附市立へき地保育所設置条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第2号

見附市立へき地保育所設置条例施行規則を廃止する規則

見附市立へき地保育所設置条例施行規則（昭和49年見附市規則第22号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。